

第____号
平成____年____月____日

(郵便番号) _____

(納税地) _____

(氏名) _____ 殿

税務署長
財務事務官

課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請の却下通知書

平成____年____月____日付でされた課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請については、下記の理由により、これを却下しましたから通知します。

記

(却下の理由)

この通知に係る処分は、____国税局の職員の調査に基づいて行いました。

() 枚のうち () 枚目

不服申立て等について

氏 名 _____ 殿

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に _____
税務署長
国税局長
に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首
席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

() 枚のうち () 枚目

課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請の却下通知書

1 作成目的

この通知書は、課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請について、却下の通知を行う場合に作成する。

2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

項目	内容
却下の理由	却下の理由を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記載する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記載する。

3 教示文

「不服申立てについて」の項について、「
税務署長
国税局長」の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消し、空欄には処分を行う税務署名又は国税局名を記載する。

また、「
国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、国税不服審判所の支部名を記載する。

4 留意事項

この通知書は、書留郵便により送付する。